別表

＜補助対象経費＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象となる経費 | 注意事項 |
| 出展料、小間借上料 | ・商談会及び見本市、物産展等の出展に係る出展料、小間借上料 | ・出展料、小間借上料のほかに売上げに乗じて支払う手数料は対象外 |
| 小間装飾費 | ・看板等の飾り付けに要する費用  ・机、椅子等の借上料  ・小間で電気及び水道を使用するための設置費用 | ・用紙、ペンなどの事務用品は補助対象外 |
| 旅費 | ・商談会等開催地までの公共交通機関の利用に要する経費（電車賃、航空費、船賃）  ・高速道路等の有料道路料金  ・宿泊料（１人１泊あたり１１，８００円を上限額とする。） | ・グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金部分は補助対象外  ・食事代、日当は補助対象外（ただし、宿泊料に朝食代が含まれる場合は対象とする。）  ・商談会等の日程の都合上、必要性の高い宿泊料のみ対象 |
| 広報宣伝費 | ・主催者等に支払うチラシ、パンフレットの掲載料等の広報費  ・PR等のために人を雇って行う宣伝費用 | ・通常使用しているチラシ、パンフレット等の製作費は補助対象外 |
| 輸送費 | ・出展する商品や資材の運搬費用  ・運搬に係る保険料 |  |